

# 「ふくい食と農の博覧会」および「第20回全国高校生食育王選手権大会」 開催業務委託 企画提案 募集要領

下記の業務について、一括して運営を行う事業者を募集します。予算限度額を遵守して企画提案をしてください。

## 1 委託業務名

「ふくい食と農の博覧会」および「第20回全国高校生食育王選手権大会」開催業務

## 2 委託業務の目的

別添「開催業務委託仕様書」のとおり

## 3 委託業務の内容

別添「開催業務委託仕様書」のとおり

## 4 企画提案書の内容（別添「開催業務委託仕様書」参照）

次の項目について、別添「委託業務仕様書」に基づき具体的な提案をしてください。

### I ふくい食と農の博覧会

#### (1) ふくい食と農の博覧会の開催

##### ①イベント企画案

###### ○必須企画

- ・別添「委託業務仕様書」の「【5】 委託業務の内容 I ふくい食と農の博覧会 1 (4) ①企画・運営業務 ◆必須企画◆」に記載の各項目の企画案。

###### ○独自企画（任意）

- ・上記以外に、「ふくい食と農の博覧会」を盛り上げる企画（任意）

##### ②会場・ブース等設営

- ・全体のゾーニングおよび各会場内ブース配置を示したレイアウト図

#### (2) ふくい秋の味覚月間の開催

##### ①県内市町との連携企画

- ・県民が県内の様々な場所で秋の味覚を楽しむことができる月間として、各市町の食イベント等と連携した企画

##### ②農林漁業体験の実施

- ・実際に生産者等に触れ、学び、体験する企画

##### ③その他独自計画（任意）

- ・上記事項以外に、「ふくい秋の味覚月間」を盛り上げる企画。

## Ⅱ 第20回全国高校生食育王選手権大会

### ①予選

- ・予選参加校募集計画
- ・高校生の参加意欲を喚起する方策  
(例：予選専用サイトへの過去問題・正答、歴代優勝チームが作った料理の画像掲載、SNS・ブログでの広報等)
- ・予選参加チーム(予選参加校)の次回大会への参加意欲を喚起するようなフォローアップ企画

### ②決勝大会

#### (ウ) 競技

- ・観客も参加し、楽しめるような企画(例：アナウンサーによる盛り上げ、応援メッセージの募集と読み上げ等)

### ③第20回を記念する特別企画

- ・大会を盛り上げるための特別企画の提案

## Ⅲ 共通事項(「ふくい食と農の博覧会」、「第20回全国高校生食育王選手権大会」)

### (1) ポスター・チラシ

- ・仕様書に示す仕様・数量以外の提案(任意)

### (2) 広報

- ・県内外に発信できるような広報計画  
例として、TV、新聞、雑誌、インターネット、SNS等を通じた効果的な広報活動

### (3) 協賛企業

- ・「ふくい食と農の博覧会」・「ふくい秋の味覚月間」・「第20回全国高校生食育王選手権大会」に賛同する企業・団体を、協賛企業として確保する計画(任意)

### (4) 運営体制・スケジュール

- ・業務に精通した統括責任者およびその指揮下に各業務責任者および業務スタッフを配置した運営体制ならびに業務スケジュール

## 5 費用の積算

イベント実施予定会場を現地確認し、加えて会場ごとの使用可能時間帯を確認した上で、適正な経費を見積ること。なお、企画、設営、撤去、運搬、運営管理、印刷、人件費、広告費、各種申請、会場使用料、光熱水費、課題用食材費、参加高校等旅費、食事代など、イベント・大会開催に係る必要経費はすべて含むものとする。

## 6 予算限度額

32,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

※このうち1,000千円程度は「ふくい食と農の博覧会」のうち郷土料理に関する企画に、10,000千円程度は「第20回全国高校生食育王選手権大会」に使用すること。

## 7 企画提案書を提出する者に必要な資格要件

企画提案書を提出することのできる者は、「ふくい食と農の博覧会」および「第20回全国高校生食育王選手権大会」開催業務にかかる企画選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査を受ける資格（以下「受審資格」という。）に関し、次に掲げるすべての事項を満たす者とする。

- (1) 福井県財務規則（昭和39年4月1日福井県規則第11号）第146条の規定に準じ、競争入札参加資格を有するものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (3) 受審資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 受審資格認定の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に準じた更生手続開始の申し立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に準じた再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。
- (6) 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有する者であること。
- (7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約をする事務所を代表する者をいう。以下同じ）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## 8 スケジュール

項目	日程
公示日（公募開始）	4月13日（月）
受審資格認定の申請	4月13日（月）～4月20日（月）17時
受審資格認定の結果通知	4月21日（火）
質問の受付	4月13日（月）～4月17日（金）17時
質問への回答	随時、最終は4月20日（月）
企画提案書の提出	4月21（火）～4月24日（金）17時
プレゼンテーション・審査会	4月30日（木）
企画提案選定結果通知	5月1日（金）
契約	5月中旬を予定

## 9 提出書類

### （1）公募資料の交付

交付期間	令和8年4月13日（月）～令和8年4月20日（月） ※手交の場合は、上記期間の平日9時～17時
交付場所	福井県農林水産部流通販売課 （福井県福井市大手3丁目17番1号）
交付資料	・公募公告 ・募集要領 ・提出資料様式 ・開催業務委託仕様書
交付方法	上記の場所での手交または福井県農林水産部流通販売課のホームページに掲載しているデータのダウンロードのいずれかの方法による。

### （2）受審資格認定の申請および結果通知

提出期間	令和8年4月13日（月）～令和8年4月20日（月）
提出先	福井県農林水産部流通販売課 （福井県福井市大手3丁目17番1号）

提出資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受審資格認定申請書（別添「様式1」）</li> <li>なお、以下の書類を添付すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近2事業年度分の事業報告書および財務諸表類</li> <li>・公告業務と同種あるいは類似の業務を履行した実績を記載した書面（別添「様式2」）</li> <li>・公告業務の履行体制</li> <li>・担当者の職・氏名および連絡先</li> <li>・県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書（写しでも可）</li> <li>・受審資格誓約書（別添「様式3」）</li> </ul> </li> </ul>
提出部数	1部
結果通知	応募資格要件の審査後、その結果を令和8年4月21日（火）中に、メールもしくはFAXにて通知する。

### （3）質問の受付と回答

提出期間	令和8年4月13日（月）～令和8年4月17日（金）
提出先	福井県農林水産部流通販売課 （福井県福井市大手3丁目17番1号）
提出資料	質問書（別添「様式4」）
提出方法	メールもしくはFAX ※なお、電話での質問の受付はしないものとする。
回答方法	随時県HP上に掲載する。（最終は4月20日（月））。

### （4）企画提案書の提出

提出期間	令和8年4月21日（火）～令和8年4月24日（金）17時
提出先	福井県農林水産部流通販売課 （福井県福井市大手3丁目17番1号）
提出資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案書</li> <li>※別添仕様書ならびに上記「4 企画提案書の内容」の記載事項を踏まえ、以下の内容を盛り込むこと <ul style="list-style-type: none"> <li>（ア）企画提案の基本方針（コンセプト・考え方）</li> <li>（イ）企画提案の概要（具体的な企画内容、具体的な仕様）</li> <li>（ウ）会場レイアウト・イメージ図</li> <li>（エ）業務請負時の実施運営体制</li> <li>（オ）実施までの詳細な準備スケジュール</li> <li>（カ）経費の概算見積り額および内訳</li> </ul> </li> </ul>

提出方法	郵送または持参
提出部数	1 2部

## 10 提出書類の審査方法

### (1) 受託者候補の選定方法

企画提案書を提出したものの（以下「提案者」という。）によるプレゼンテーションを実施し、選定委員会において総合的に審査した上で、業務を実施する受託者候補を1社選定する。

プレゼンテーションの実施予定日は令和8年4月30日（木）とし、詳細は別途通知する。

### (2) 審査事項

選定委員会において審査する事項は、次のとおりである。

- ア 本業務の趣旨および募集要領の理解度ならびに企画提案書の内容の的確性、獨創性および実現性
- イ 公告業務を履行する能力の有無
- ウ 公告業務の実施方針

### (3) 選定結果の通知

選定結果については、提案者全員に対し、書面により通知する。

## 11 契約

### (1) 契約の締結

福井県は、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行う。協議が整った場合に、委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

### (2) 契約締結の取消し

委託先候補者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合、または該当していることが判明した場合は、委託先候補者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- ア 前記7の資格要件を満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 著しく信義に反する行為があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 契約の締結に応じない場合
- カ 財政状況悪化等により、業務履行が確実にない恐れがある場合
- キ その他、社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または不適當となるような事情が生じた場合

## 12 その他

- (1) 提出された企画提案書は返却しない。
- (2) 企画提案に関する経費は全額提案者負担とする。
- (3) その他、不明な点については、以下問合せ先に照会すること。

## 13 企画提案書提出先および問い合わせ先

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県農林水産部流通販売課 食育・地産地消グループ 牧尾、玉木、西尾

TEL 0776-20-0417、FAX 0776-20-0649

E-mail ryutsu@pref.fukui.lg.jp